

住まいる小松奨励金【宅地分譲開発 事業者向け】

より良い住環境整備を推進し、定住人口の拡大、安定化を目的として
民間事業者を対象に、市内の宅地分譲開発に対して奨励金を交付します

共通となる対象条件 (以下の要件すべてを満たすもの)

以下に当てはまる場合は
申請できません

- ・本市の市街化区域内における工事
- ・許可を受けた開発行為であること
- ・工事着手前であること
- ・申請事業者に市税に滞納がないこと

- ・過去に本事業の交付を受けた宅地
- ・公共補償を受けて開発・整備を行う場合

再開発型（既存宅地での分譲地造成）

対象条件	<ul style="list-style-type: none">・すでに宅地化された土地で行う工事であること・当該開発行為の区画数が3区画以上であること・道路等の公共施設の整備が伴うこと
補助額	1区画あたり 10万円（限度額100万円）

開発型（調整池の整備）

対象条件	<ul style="list-style-type: none">・開発面積が1,500㎡以上であること・市に帰属または市が管理する調整池の設置を伴うこと
補助額	対象経費の2分の1以内（限度額100万）

注意事項

- ・認定申請と交付申請の2回の申請が必要です

認定申請書 は **工事着手前**に提出してください

交付申請書 は **検査済証の発行日から3ヶ月以内**に提出してください

- ・上記の申請期限を過ぎての受付はできません

※詳しくは、[小松市ホームページ](#)にてご確認ください



【 お問い合わせ 】